

## 港区中小企業融資制度利用者変更届

令和 年 月 日

港区長

取扱金融機関・支店

印

取扱責任者

※必ず記入押印(課長以上)

※集中事務センター等で集約した場合は勘定店名を併記してください

印

下記の企業(融資)について、変更がありましたのでお届けいたします。

## 記

1 あっせん番号

2 会社名(事業所名)

3 代表者名

4 融資制度名

5 融資実行額及び融資年月日 万円 年 月 日

6 変更事項

当該箇所に○印	変更事項	変更年月日
	名称	年 月 日
	所在地	年 月 日
	代表者	年 月 日
	企業形態	年 月 日
	取扱店舗	年 月 日
		年 月 日

7 変更内容詳細

変更前	変更後

※必要添付書類

変更履歴を確認できる書類の写し(履歴事項全部証明書(法人)・住民票(個人事業者)など)

※留意事項

利子補給は、年4回、区から金融機関に対して行いますが、ご返済の途中で利子補給停止事由が生じた場合、利子補給を停止します。また、利子補給金の過払いが発生した場合には、次回利子補給時に相殺します。

利子補給が停止した融資について、停止事由の解消により利子補給が再開することはありません。

- ① 営業の本拠地、本店登記を港区以外に移した場合(法人)
- ② 港区内での**事業実態**がなくなった場合
- ③ 本店登記は港区内でも、本店機能を港区外に移した場合
- ④ 事業を休業または廃止した場合
- ⑥ 繰上げ完済または代位弁済をした場合
- ⑦ 債務者を変更した場合(重畳的債務引受けおよび免責的債務引受けを含む)
- ⑧ 虚偽による申込みが判明した場合